

## 第19章 休止に関する基準

### 1 休止に伴う保安上の要件

休止に伴う保安上の要件は、次のとおりである。

#### (1) 休止の範囲

危険物施設ごとに休止の申請を行なうこととし、ヒューマンエラー等の防止の観点から、部分休止は認めないこととする。

#### (2) 他の施設と配管で接続されている場合の措置

ア 開閉弁により閉止措置を講じる場合は、当該弁を閉止の状態に固定するとともに、休止により閉止している旨の表示を設けるよう指導する。

イ フランジ等による接続されている場合は、閉止板等により縁切りを行なうよう指導する。

ウ 溶接等によって接続され、縁切りを行なうことが困難な場合は、開閉弁・フランジ等の設置を行なうように指導する。

#### (3) 残存危険物の措置

休止中の施設には、危険物の残存は認められないため、除去を行なう必要がある。残存する危険物の有無を確認するため、届出された場合には除去されているかの確認を行なう。

#### (4) 可燃性蒸気等による災害発生防止措置

可燃性蒸気等による災害発生を防止するため、清掃または、不活性ガスの封入を行なうよう指導すること。ただし、引火点40度以上の危険物を貯蔵するタンクなど、可燃性蒸気による災害発生のおそれがない場合にあつては、内部の清掃を行うことが望ましい。

### 2 漏れの点検期間の延長の基準

危省令第62条の5の2第2項ただし書又は第62条の5の3第2項ただし書の規定による休止中の地下貯蔵タンク、二重殻タンク又は地下埋設配管の漏れの点検期間の延長を認める基準は、次のとおりとし、様式第42 休止中の地下貯蔵タンク漏れの点検延長申請書及び様式第43号 休止中の地下埋設配管漏れの点検延長申請書を提出させる。

また、「危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、保安上支障がないと認められる場合」と

は、次の(1)及び(2)に適合するものとする。

(1) 危険物が清掃等により完全に除去されていること。

(措置例)ア タンク内に残存する危険物を抜き取り、かつ、乳化剤、中和剤等で洗浄を行う措置

イ タンク内に残存する危険物を抜き取り、不活性ガスを充填する措置

(2) 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、

誤ってタンク又は配管の内部に危険物又は可燃性蒸気が流入するおそれがないようにする

ための措置が講じられていること。

(措置例) ア 注入管のフランジ部に閉止板を設置する措置

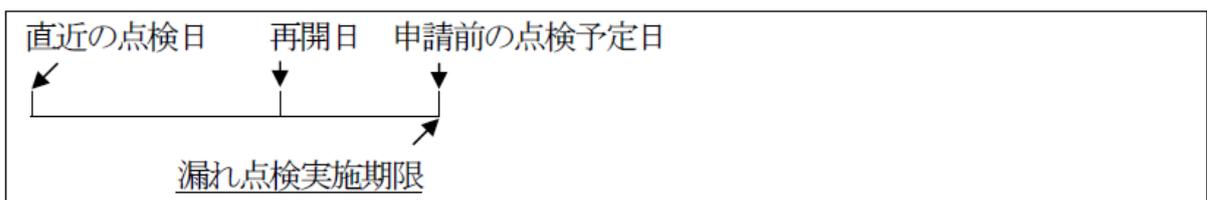
イ 配管をプラグ止めする措置

### 3 危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の漏れの点検の実施時期

危省令第62条の5の2第2項ただし書及び第62条の5の3第2項ただし書の規定に基づき漏れの点検の期間が延長された後、所有者等が申請した期間延長後の漏れの点検予定日より前に危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合には、地下貯蔵タンク等の所有者等は、次の(1)又は(2)に定める期限までに漏れの点検を実施すること。

(1) 延長申請前の漏れの点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合

にあつては、延長申請前の漏れの点検期間の実施期限



(2) 延長申請前の漏れの点検の実施期限より後で、かつ、期間延長後の漏れの点検予定日以

前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、再開の日の前日

